

日本製鉄堺ブレイザーズ U15 バレーボールスクール 会則

第1条(名称)

本スクールは、日本製鉄堺ブレイザーズ U15 バレーボールスクール(以下、本スクールと言う)と称する。

第2条(所在)

本スクールは、大阪府堺市堺区築港八幡町 1 番地 (株式会社ブレイザーズスポーツ クラブ内。以下、弊社と言う) に主たる事務所を置く。

第3条(目的)

本スクールは、バレーボールを通じてスポーツマンシップを身につけ、スポーツへの正しい理解を深め、健全な育成を図り、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

第4条(入会資格)

本スクールに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- 1.本スクールの目的に賛同し、本会則に同意及び遵守できるものであること。
- 2.スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
- 3.その他、弊社が入会を適当であると認めたもの。

第5条(入会手続)

- 1.本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。
- 2.所定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた者(以下スクール生という)は、別途定める練習日から本スクールに参加することができる。

第6条(会費)

- 1.別に定める所定の会費を練習の参加の有無に関わらず支払うものとする。
尚、一旦納入された会費については入会不許可の場合を除き、理由の如何に
に関わらず返金しないものとする。
- 2.会費の支払い方法の変更を希望する場合は、所定の手続きに従い申し込むものとする。

第7条(会費の滞納)

スクール生もしくは保護者が、会費の納入を怠ったときは、別に定めるところにより当該スクール生を退会させることができる。

第8条(練習日及び時間)

- 1.本スクールの練習日、時間については、スクールが定めたスケジュールによる。
- 2.やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にスクール生に通知する。

第9条(スクール生のモラル)

スクール生は次の事項を厳守しなければならない。

1. 本スクールの目的に沿うよう努めること。
2. フェアプレー精神をモットーとし、スクール生全員がバレーボールに親しみ楽しめるよう努めること。
3. 「日本製鉄堺ブレイザーズ U15 の会則」及び本スクールの定める諸規則を遵守すること。
4. 練習及び試合に際して、本スクールが指定したスポーツウェア等がある場合にはそれを着用し、常に品位を保つよう努めること。
5. 各種ソーシャルメディア、SNS に本スクール活動並びに会社情報をむやみに投稿しない。また、弊社が不適切と判断した投稿は削除を指示することができる。

第10条(休会)

1. 本スクールの休会(引き続き 1 ヶ月以上 2 ヶ月以下休む場合をいう)を希望するスクール生は、別途定める期日までに届け出なければならない。
2. 休会の期間は 2 ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我などの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
3. 休会期間中の会費等の納入については別に定めるところによる。

第11条(退会)

1. 退会を希望するスクール生は、別途定める期日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
2. 退会後、再入会する場合は、再度月会費を支払わなければならない。
3. 退会後 3 か月以内の入会は認めない。

第12条(スクール生の変更事項)

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項等に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

第13条(除名)

本会則に違反する等、日本製鉄堺ブレイザーズ U15 スクール生としてふさわしくないと認めたスクール生に対し、本スクールは退会をさせることができる。

第14条(事故の責任)

1. スクール生は、本スクールが実施、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. スクール生の活動中の怪我に対する保証は、弊社加入の Sports Manager 保証制度の範囲とし、本制度以外の負担を弊社はいかなる場合も行わない。

第15条(休講・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた

時は、本スクールを休講、もしくは閉鎖することがある。

第16条(写真・映像の使用)

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を弊社のホームページ、その他、本スクールが関係するプロモーションに使用する場合がある。

第17条(個人情報の取り扱い)

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

第18条(細則)

本会則に定めのない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定める。

第19条(会則の改定)

- 1.本会則の改定は弊社が必要に応じ、スクール生もしくは保護者の承諾を得ることなく、隨時本会則並びに細則、その他諸規定を改正することができる。
- 2.スクール生もしくは保護者は本会則の変更について、異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をすることができない。

第20条(発効)

本会則は2019年3月15日より発効するものとします。

2019年3月15日 制定
2020年7月 1日 改定
2021年5月 1日 改定
2024年3月 1日 改定

日本製鉄堺ブレイザーズU15 バレーボールスクール 細則

記

1. 練習日について

- ・毎週月曜日、水曜日、金曜日の18:00～20:00。月12回の練習を基本とする。
※災害などで練習日が休みになった場合のみ振替を実施する。
- ・練習日以外に練習、練習試合がある際は、平日の練習回数にて回数を調整する。
- ・本スクールの練習会場である、日本製鉄堺体育館は、弊社が貸借している施設であり、メンテナンス、他団体の優先利用、その他会場都合がある場合はそれらを優先する。

2. 会費について

- ・月会費：9,900円（税込）
支払方法はクレジットカード払いとなる。
- ・当月25日にクレジット支払い処理を致します。口座からの振替日は登録するカード会社により異なります。尚、25日が、土・日の場合は26日もしくは27日となります。

3. 指定用品について

入会後、スクール生は速やかに以下の指定用品を揃える必要がある。

- ・ユニフォーム（黄・紺）
- ・ゲームパンツ
- ・公式ジャージ（上・下）
- ・公式Tシャツ

4. PiCRO（スポーツマネージャー）について

スクール生の保護者は『PiCRO（スポーツマネージャー）』への登録が必要である。スクールからの連絡や緊急連絡等は、本サービスを通してご案内する。

5. 欠席・遅刻について

欠席や遅刻での振替や返金はしないものとする。体調不良による自粛での欠席や、その他理由についても同様とする。

6. 休会について

- ・弊社が必要と認めた場合は休会をすることができる。休会期間は最大2ヶ月とし、それ以降の休会が必要となる場合は退会となる。ただし弊社が認めた場合はこの限りではない。
- ・月の途中で休会した際も当該月の会費については支払うこととする。

7. 各種変更

住所・連絡先など入会手続きの際の記載事項等に変更があった場合には、所定の方法により速やかに手続きを行う必要がある。

（裏面へつづく）

8. 退会について

- ・退会希望月の20日までに退会の手続きを行うものとする。
- ・退会希望月に利用が1回でもあった際は、当月会費は支払うこととする。
- ・20日までに退会の手続きが無い場合は、利用の有無に関わらず当月在籍者として扱い、当月会費は支払うこととする。
- ・2カ月以上会費を滞納した場合は自動退会となりスクール生の練習参加を認めない。また在籍期間の会費については支払う必要がある。

9. その他、注意事項について

- ・練習会場、試合会場での盗難、紛失について弊社は一切の責任を負わないため、貴重品等については持参しないようにすること。
- ・スクール生もしくは保護者間のトラブルについて弊社は一切の関与を致しません。
- ・他のスクール生、もしくは保護者、並びにスクール運営に支障をきたすと弊社が判断した場合は、退会を命ずることができる。
- ・弊社の許可なく、弊社が所持する権利（チーム名、ロゴ、指定用品、SNS、その他）を侵害するものとする。
- ・弊社並びに指導者に対して、金品や飲食の供与は一切行わないものとする。
- ・練習中並びに大会中のケガ、事故については弊社加入 Sports Manager 保険の範疇での対応になります。

10. 本細則は2019年3月15日より発効するものとします。

2019年3月15日 制定
2020年7月 1日 改定
2020年5月 1日 改定
2024年3月 1日 改定

以上